

第九管区海上保安本部公示第 33 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 16 日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔 （公印省略）

新潟港東港区の水路測量

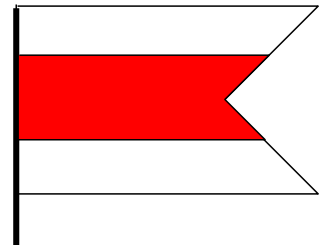
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名称 国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所
住所 新潟県新潟市中央区入船町 4-3778

名称 第九管区海上保安本部
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

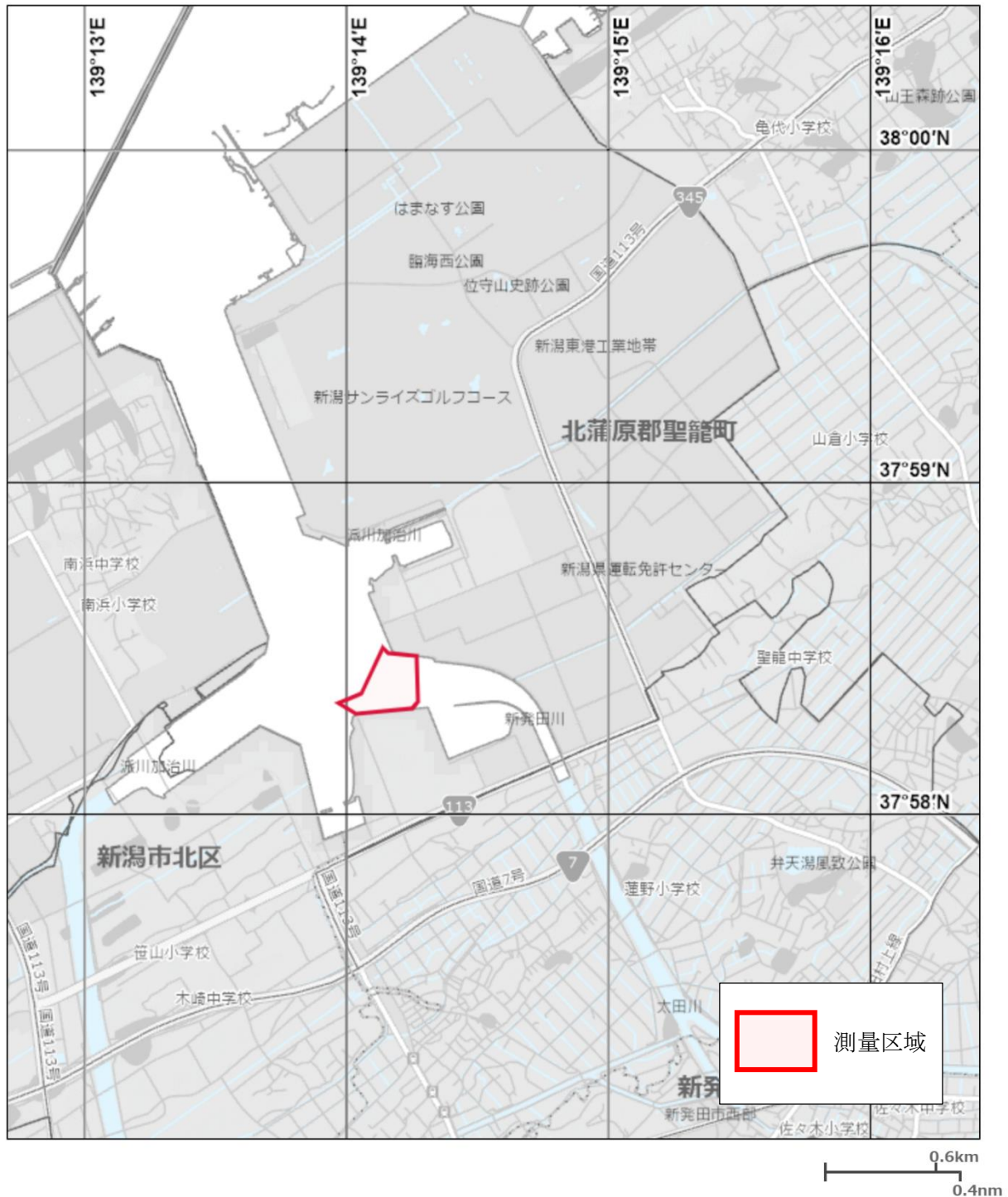
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
調査区域 新潟港東港区（付図参照）
調査期間 令和 8 年 7 月 25 日から 8 月 21 日までのうち 4 日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う。

- 4 航行船舶に対する安全措置
イ 測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、水路測量業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」旗の標識を掲げる。
ロ 九管区水路通報により周知する。



調査区域図



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成

[海上保安庁 (JCG) /Esri Japan]